

2026.06.01

ESG リスクトピックス <2026 年度第 3 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けします。

今月のトピックス

<自然資本・生物多様性／サステナビリティ情報開示>

〇ISSB、自然関連開示は「基準」ではなく「実務記述書（Practice Statement）」を開発へ

（2026 年 4 月 22 日付：IFRS Foundation HP、 Finance for Biodiversity foundation HP）

IFRS Foundation 傘下の国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は 4 月 22 日、自然関連開示について、強制力のある新たな「基準（IFRS Sustainability Disclosure Standard）」ではなく、「実務記述書（IFRS Practice Statement）」とする方向を示した。

一見すると、「義務化が見送られた」「自然関連開示はまだ様子見でよい」と受け止められそうな内容だが、ISSB が今回強調したのは、“自然関連情報の開示そのものはすでに IFRS S1 号（サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項）の対象であり、optional（任意）ではない”という点である。つまり、今回の実務記述書化は「開示を求めない」という意味ではなく、「企業が実務上対応しやすい形で開示方法を具体化する」ためのアプローチと理解すべきである。

こうした背景には、世界各国で IFRS S1/S2 号の導入が始まったばかりという事情がある。現在、多くの企業は気候関連開示（S2 号）への対応だけでも、ガバナンスやリスク管理体制の整備、シナリオ分析、Scope3 の温室効果ガス算定などに追われている。その段階で自然資本・生物多様性の新たな“義務基準”を追加すれば、各国の導入プロセスを混乱させかねない。ISSB はこの点を明確に意識している。

その上で、ISSB は TNFD（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）フレームワークを参照して自然関連開示の議論を進める方向性を改めて示している。4 月の ISSB ボード会議では、「自然関連リスク・機会に関する『場所特有（location-specific）』の情報」「先住民、地域社会、（負の）インパクトを受けるステークホルダーとの関わり」が重要論点として扱われており、これは、TNFD が重視してきた考え方と整合している。従来、TNFD は先進企業の自主的な取り組みという位置付けが強かったが、今後は ISSB 実装における事実上の参照枠組みへと移行していくと考えられる。

企業にとって重要な点は、自然関連の開示が気候開示と同様に、投資家向け財務情報の一部として本格的に組み込まれつつあることである。特に、拠点別・地域別の自然への依存やインパクト、地域社会との対話、サプライチェーン上の自然関連リスク・機会の把握が、今後の開示実務の焦点となる可能性が高い。対応策としては、①自社の事業拠点・主要サプライチェーンの自然関連課題を地域単位で把握すること、②先住民・地域社会との対話の有無や内容を整理すること、③IFRS S1/S2 号および TNFD との整合を意識しつつ、将来の開示拡充に備えてデータ収集体制を整えることが推奨される。

総じて、今回の ISSB の判断は、自然関連情報開示の国際的な共通基盤づくりに向けた前進といえる。ただし、制度の最終形はなお流動的であるため、企業は今後の草案公表や市場反応を注視

しつつ、実務対応を進めていくことが求められる。

<サステナビリティ>

○国交省が「グリーンインフラ（GI）に関するファイナンスガイドライン（中間とりまとめ）」を公表、GI プロジェクトにおける資金調達手法の選択に関する考え方や事例を整理

（参考情報：2026 年 3 月 27 日付 グリーンインフラに係る資金調達に関するガイドライン
検討会-国土交通省 HP：

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000044.html）

国土交通省は 2026 年 3 月 27 日、「グリーンインフラ（GI）に関するファイナンスガイドライン（中間とりまとめ）」を公表した。2026 年 1 月に公表した「グリーンインフラ推進戦略 2030」における“GI の活用が当たり前の社会”の実現に向けた柱の一つである「資金の調達円滑化」を目的として作成された。官民連携の資金調達の広がりや踏まえ、その具体的な資金調達プロセスや体制構築手法を整理している。

まず、GI 事業における資金調達のあり方を以下のように示している。

1. GI 事業が及ぼす企業等の資産・利益の向上と地域価値向上の関係整理
2. GI 事業の類型化
3. 受益構造の可視化
4. 受益構造ごとのファイナンススキームの検討・活用
5. 中間支援組織の活用

GI 事業の類型化については、GI 事業の取組価値を事業の収入に転換できるかという観点で分類している。価値の収入への転換とは、賃料の上昇や売上の増加、コスト削減に伴う収益アップなど、GI の取り組みにより企業の資産や利益の向上につながることを指す。収入への転換可否と GI 事業の主体、業種・業界や取組概要によって、表 1 のとおり 5 分類に整理し、資金調達の方向性を示している。

次に、それぞれの類型に応じて、GI 事業が及ぼす多面的な価値を具体化し、事業の成果と最終的な便益を踏まえ、事業の受益構造を可視化する手法について、ロジックモデルを用いて紹介している。これは、受益者から事業資金を捻出・回収する資金調達スキームを検討することを目的としており、受益構造を可視化した上で、事業者と受益者が対話を行い、関係者の意識醸成を図ることで受益者を事業に積極的に巻き込んでいくことをポイントとして挙げている。

その上で、実際に活用が期待できる具体的なファイナンススキームと具体例について提示している。GI 事業は地域住民・民間企業も受益者となりえることから、当ガイドラインにおいては、表 2 のとおり、6 パターンの官民連携スキームを中心に挙げている。特に、今後活用の広がりや期待される手法として、ソーシャルインパクトボンド（SIB）やネイチャークレジットの活用の方向性を詳しく示している。

今後、「同ガイドラインの周知実践」、「有効な資金調達事例の収集・周知」、「環境価値のクレジット化」、「係る評価手法の検討」などを進め、2030 年をめどに GI に関する資金調達手法を確立することとしている。

GI は、単なるインフラ投資ではなく、多面的な機能の最大化を図り、地域社会全体の価値向上にもつながるものとして、幅広いステークホルダーの参画が必要となる。加えて、民間投資の推進が期待されるものの、公共性も担保しながら企業にとっての価値も同時に創出していくという

バランスのとり方も必要である。また GI 推進には主体間の綿密なコミュニケーションによって、関係者間の目的や関心を満たすことが肝要である。

【表 1 資金調達における GI 事業類型の概要と資金調達の方向性】

収入 転換 可否	GI事業類型			事業 主体	想定される 主な業界／業種	取組概要	資金調達 の方向性
可能	①	収入に 転換可能な事業	既存事業の付加価値創出	民間 企業	建設業 不動産業等	マンション、オフィスビル、 商業施設等の雨庭や 緑地空間整備	事業単体での 資金調達が可能
			新規事業にて事業収支獲得		全般	新規事業にGI効果を持 たせることで本業収入の 発生・増加する事業	
困難	②	自社の事業リスク低減に資する事業			飲料／製紙、 半導体、製造業	自社リスク低減に繋がる 健全な地下水流動保全	官民連携での 資金調達が可能
	③	本業が地域のリスク低減に資する事業			農業 林業 漁業等	施業の工夫等による地下水 涵養効果や防災機能の発揮	
	④	本業以外で社会貢献に取り組む事業			全般	森林整備等の自然関連活動 への寄付やボランティア	補助金等を軸に 資金調達が可能
	⑤	地域の基礎インフラを担う公的な事業		行政	－	流域治水、都市整備、 森林整備等の広範囲 における行政の取組み	寄付等の 民間調達が可能

出典：国交省「グリーンインフラ（GI）に関するファイナンスガイドライン（中間とりまとめ）」を元にインターリスク総研が作成

【表 2 GI 事業におけるファイナンススキーム全体像（抜粋）】

スキーム		資金提供主体			
		行政	民間主体		
			金融 機関	機関 投資家	他、 民間企業
PPP	官民ファンド・市民ファンド	○	○	○	○
	負担付寄付・公有地貸付等を行うPFI		○		○
	成果連動型民間委託契約（PFS） ソーシャルインパクトボンド（SIB）	○	○	○	○
価値取引	カーボン／ネイチャークレジット	○	○		○
寄付、補助金等	クラウドファンディング／NTF等		○	○	○

出典：国交省「グリーンインフラ（GI）に関するファイナンスガイドライン（中間とりまとめ）」を元にインターリスク総研が作成

<労働・ハラスメント>

○カスハラ・求職者セクハラ対策の義務化受け、企業の対応で厚労省が通達・Q&A を公表

(参考情報：2026 年 4 月 24 日 厚生労働省 HP「職場におけるハラスメントの防止のために」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)

厚生労働省は 2026 年 4 月 24 日、ハラスメント防止措置義務規定等に関する通達を発出した。これは 25 年 6 月の改正労働施策総合推進法公布を受けたもので、26 年 10 月の同法施行に伴うカスタマーハラスメント（カスハラ）対策と求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化で企業に求める実務対応が示された。

企業のカスハラ対策については、同省が 26 年 2 月に公布した「事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」で、事業主が雇用管理上講ずべき措置や留意点を掲載。今回の通達は、この法令や指針の運用、行政解釈を示す資料の位置付けだ。同省は通達に併せて、判断に迷いやすい事項を補足する目的で、解釈事項を整理した Q&A を公表した。

カスハラは、①職場で行われる顧客等の言動で、②業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超え、③労働者の就業環境が害される——の 3 つの要件をすべて満たすものと定義される。ここでいう「顧客等」には、顧客や取引の相手方、施設の利用者その他の事業に関係を有する者が含まれる。また、店舗や施設での対面の言動だけでなく、電話や SNS などインターネット上で行われる場合も該当する。

事業主が必ず講ずべき措置には、▽労働者を保護する方針の明確化と周知・啓発、▽カスハラや対処内容の周知、▽相談窓口の設定と周知、▽窓口担当者が相談に適切に対応するための仕組みの整備やスキル養成、▽カスハラ発生時の対応（事実確認、被害者への配慮、再発防止など）、▽抑止のための措置——などを含む。

【表 カスハラ防止で事業主が講ずべき措置（抜粋）】

措置の種類	主な内容
(1) 方針の明確化・周知啓発	労働者を保護する方針の明確化 管理監督者を含む労働者や顧客等への周知 発生しやすい事例や背景要因（商品・サービス・接客・コミュニケーション不足等）の共有
(2) 相談体制の整備	相談担当者が内容・状況に応じて適切に対応できる体制整備 相談対応の仕組みの整備や担当者スキルの養成
(3) 発生時の迅速・適切な対応	事実関係の迅速・正確な確認 被害者への配慮
(4) カスハラ抑止の措置	悪質なケースへの対処方針の設定・周知 対処実施のための社内連携
(5) 併せて必要な措置	相談者・被害者のプライバシー保護 相談者に対する不利益な扱いの禁止

出典：厚労省指針などを元にインターリスク総研が作成

一方で、指針は、カスハラに該当しない事例も挙げている。例えば、障がい者の顧客が、障害者差別解消法が禁じる不当な差別的取り扱いをしないよう求めた場合は、正当な申し入れと受け止め、合理的配慮が必要としている。

なお、Q&A は、事業主がカスハラ対応を図る際の実務的な指針を提示している。以下は主な例。

- 顧客等の言動がカスハラにあたるかどうかの判断や必要な措置を実施する主体を事業主であると明示。当局は個別事案を判断しない
- 事実確認を目的にした顧客とのやり取りの録音・録画は、個人情報保護法に従って利用目的を事前に明示しておくことで可能。録音・録画していることをその場で伝える義務はないが、顧客が「容易に認識可能とするための措置」が必要
- 今回の改正法は、事業主が顧客等に対して何らかの措置を行う新たな法的権利・権限は設けていない。例えば、悪質なケースには、警告文や出入り禁止処分などの指針が示す対処例などを参考に事業主が決める

同じく、求職者等に対するセクシュアルハラスメント（セクハラ）対策も事業主の義務となる。求職活動等におけるセクハラとは、事業主が雇用する労働者による性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害されるものをいう。指針は、同性に対するものや、性的指向またはジェンダーアイデンティティに関わらず行われるものも対象となりうるとする。

求職活動等には、採用面接や就職説明会、労働者への訪問、インターンシップ、教育実習、看護実習等が含まれる。OB・OG 訪問を行うための飲食店や、就職説明会を行うための貸し会議室、学校のキャンパスや SNS 等のオンライン上など通常の職場内に限られない。懇親の場等でも実質上採用活動の延長と考えられる場面も含まれる。

事業主は次のような対策が求められる。▽求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容およびこれを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発、▽性的な言動を行った者には厳正に対処する旨の方針や対処内容の就業規則等への規定、▽求職者等と面談等を行う際のルールの明確化、▽労働者・求職者等に周知・啓発、▽求職者等からの相談に応じる窓口体制の整備、ホームページやパンフレット等を通じた周知——など。

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランスグループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、サステナビリティ関連のコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研㈱

リスクマネジメント第五部

kankyo@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第一グループ）

sustainability2@ms-ad-hd.com（サステナビリティ第二グループ）

<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<サステナビリティ第一グループ>

- ◆ 気候変動・TCFD支援
- ◆ 自然資本・TNFD支援
- ◆ 生物多様性（企業緑地）取り組み支援

<サステナビリティ第二グループ>

- ◆ サステナビリティ経営に関する体制構築・課題対応支援
- ◆ サステナビリティ開示（有価証券報告書、統合報告書など）の作成支援
- ◆ 「ビジネスと人権」取り組み支援

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2026

MS&AD インターリスク総研は、2024 年 4 月、これまでのホームページを刷新し、リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム「RM NAVI(リスクマネジメント ナビ)」をリリースしました。

「RM NAVI」は、MS&AD インターリスク総研の知見をフル活用して、情報提供から実践までをトータルサポート。

コンサルタントの豊富な経験と、最先端のデジタルサービスで、リスクに強い組織づくりを支えます。

あなたに寄り添い、最適な答えへと導く、リスクマネジメントの羅針盤です。

リスク対策がわかる。 組織がかわる。

リスクに強い組織づくりをサポートするプラットフォーム



RM NAVI

リスクマネジメントナビ

こんなお悩みはありませんか？

リスクが多様化・複雑化し、
最新ノウハウを
得ることが困難に…

リスク対策を
効率化したいが、
リソースが足りない…

情報セキュリティや
BCPなどのリスク対策が
進んでいない…

RM NAVIが最適なリスクマネジメントへと導きます



MS&AD-インターリスク総研の知見をフル活用
して、リスクマネジメントをサポート！



現場経験豊富なコンサルタントが、
最新の情報を提供！



最先端のデジタルサービスを駆使して、
対策の実行までを支援！

「RM NAVI」はこちら（会員登録もこちらから可能です） >

<https://rm-navi.com>

